

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号） 第8条第2項	市営住宅の入居者の決定	建築住宅課

1 決定基準は、盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第6条及び第7条に規定する入居資格のある者で同条例第8条第1項の申込みを行った者から、同条例第9条の規定により選考、決定する。

2 標準処理期間は、15日とする。